

# 令和7年度分 市民税・府民税 寄附金税額控除申告書の書き方

京都市

## 1 この申告書を提出する方

この申告書は、令和6年中の所得が給与又は年金のみの方で、令和6年中に地方公共団体等へ寄附を行い、個人市民税・府民税の寄附金税額控除について適用を受けようとする場合に提出してください。

ただし、所得税の所得控除と個人市民税・府民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合には、お住まいを管轄する税務署に確定申告書を提出する必要があります。（確定申告書を提出した場合には、個人市民税・府民税の申告書が提出されたものとみなされるため、個人市民税・府民税の申告書を改めて提出する必要はありません。）

使用していただく、寄附金税額控除申告書の種類は次のとおりです。

- 地方公共団体（ふるさと納税）、京都府共同募金会又は日本赤十字社京都府支部、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち京都市又は京都府が住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で指定した団体に対して寄附をした場合（下記2ア 参照） ⇒ 寄附金税額控除申告書（一）
- 京都市又は京都府が条例で指定した特定非営利活動法人に対して寄附（上記に該当するものは除きます。）をした場合（下記2イ 参照） ⇒ 寄附金税額控除申告書（二）

## 2 記載要領

### (1) 寄附金税額控除申告書の書き方（共通）

- 「住所」、「令和 年1月1日現在の住所」  
「住所」は現在の住所を記入してください。なお、1月2日以後に転居した方は、「令和 年1月1日現在の住所」に、令和7年1月1日時点の住所を記入してください。
- 「個人番号」、「氏名」、「生年月日」、「電話」欄  
個人番号（マイナンバー）等を記入してください。

### ア 寄附金税額控除申告書（一）

- 「1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」（特例控除対象）  
令和6年中に、地方公共団体に対して行った寄附（ふるさと納税）※や、災害救助法の適用を受ける被災地の救援を目的として募金活動を行っている団体に対する義援金（最終的に被災団体又は義援金配分委員会等に拠出されることが新聞記事、募金要綱等で明らかにされているもの）として行った寄附について、寄附先及び寄附金額を記載してください。  
都道府県、市町村又は特別区発行の領収書を添付してください。  
災害救助法の適用を受ける災害に係る義援金の場合は、次のいずれかの書類を添付してください。
  - ・ 募金団体から交付される受領証又は預り証
  - ・ 振込依頼書の控又は郵便振替の半券（ともに原本）、及び半券に記載された口座が、募金団体により設けられた義援金の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱又は募金趣意書等の写し（募金団体が日本赤十字社又は中央共同募金会である場合は、振込依頼書の控又は郵便振替の半券のみの添付で控除を受けられます。）
  - ・ 新聞社等が募金団体である場合は、寄附者の住所、氏名及び寄附金額が記載された新聞記事等

※総務大臣の指定を受けた地方公共団体について特例控除対象となります。特例控除対象外の地方公共団体に対する寄附金については、「2. 住所地の道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金又は都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金（特例控除対象外）」に記載してください。

- 「2. 住所地の道府県共同募金会若しくは日本赤十字社の支部に対する寄附金又は都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金（特例控除対象外）」  
令和6年中に、京都府共同募金会若しくは日本赤十字社京都府支部に対して行った寄附（災害救助法の適用を受ける災害に係る義援金を除く。）又は都道府県、市町村若しくは特別区に対する寄附金（特例控除対象外）について、寄附先及び寄附金額を記載し、寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証を添付してください。

● 「3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金」

令和6年中に、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、京都市又は京都府が住民の福祉の増進に寄与するものとして条例で指定した団体に対して行った寄附について、寄附先及び寄附金額を記載し、寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証を添付してください。また、「指定区分」欄について、寄附先が京都府条例で指定された団体の場合は「都道府県」を、京都市条例で指定された団体の場合は「市区町村」をそれぞれ○で囲んでください。（府・市とも指定されている場合は両方とも○で囲んでください。）

★ 寄附金税額控除の対象となる団体（敬称略、順不同）

【市民税】

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で指定された団体京都市により認定された団体は、京都市情報館「寄附金税額控除の適用対象について～条例により指定した寄附金」で確認してください。

京都市：寄附金税額控除の適用対象について～条例により指定した寄附金～ ([kyoto.lg.jp](http://kyoto.lg.jp))

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000051896.html>)

【府民税】

京都府条例により指定された団体については、京都府税務課のホームページで御確認ください。

イ 寄附金税額控除申告書（二）

京都市又は京都府が条例で指定した特定非営利活動法人に対して寄附（寄附金税額控除申告書（一）で申告するものを除く。）について、寄附先及び寄附金額を記載し、寄附した団体などから交付を受けた寄附金の受領証を添付してください。また、「指定区分」欄について、寄附先が京都府条例で指定された団体の場合は「都道府県」を、京都市条例で指定された団体の場合は「市区町村」をそれぞれ○で囲んでください。（府・市とも指定されている場合は両方とも○で囲んでください。）

対象団体

【市民税】

京都市の条例で指定された特定非営利活動法人

古材文化の会、花山星空ネットワーク、劇研、フォーラムひこばえ、FaSoLabo 京都、京都DARC

【府民税】

京都府条例により指定された団体

古材文化の会、花山星空ネットワーク、劇研、フォーラムひこばえ、FaSoLabo 京都、京都DARC、あやべ福祉フロンティア（府のみ）、加茂女（府のみ）、手をつないで（府のみ）

寄附金税額控除の計算

★ 控除額

【基本控除分】

{寄附金（総所得金額等 × 30% を限度）－ 2,000 円} × （市民税8%・府民税2%）

※寄附金は他の寄附金（地方公共団体等）を含めた全ての寄附金のうち、市民税該当分の合計と府民税該当分の合計それぞれで計算してください。

【特例控除分】

（総務大臣から指定を受けた地方公共団体に対する寄附金 － 2,000 円） × （90% － （0～45%） × 1.021）

※ 特例控除分の上限は、市・府民税所得割額の20%です。